

公衆衛生系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

公衆衛生系専門職大学院名称： 帝京大学大学院

公衆衛生学研究科 公衆衛生学専攻

目次

序章	2
1 使命・目的	
項目1:目的の設定	4
項目2:中・長期ビジョン、方策	5
2 教育成果・学習成果・学生	
項目3:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針	8
項目4:教育課程の設計と授業科目	9
項目5:教育の実施	14
項目6:学習成果	18
項目7:学生の受け入れ	21
項目8:学成支援	23
3 教員・教員組織	
項目9:教員組織の編制方針	28
項目10:教育にふさわしい教員の配置	28
項目11:教員の募集・任免・昇格	32
項目12:教員の資質向上等	32
項目13:教育研究条件・環境及び人的支援	34
4 学生の受け入れ	
項目14:専門職大学院の運営	38
項目15:自己点検・評価と改善活動	41
項目16:社会との関係、情報公開	43
終章	47

序 章

(1) 当該大学院の方向性・考え方・特徴等について

(公衆衛生系専門職大学院に課せられた使命を果たすことへの考え・取組み、前回の認証評価以降に特に注力したこと、自己点検・評価の結果に基づく改善の体制・取組みなど)

歩 み

帝京大学大学院公衆衛生学研究科(以下、本研究科)は、2011年4月に開設された。ハーバード大学公衆衛生大学院等の協力を受け、国際標準の公衆衛生大学院教育を行うことを目的として歩んできた。本研究科は、私学では日本初の、かつ、医学系等の大学院とは別の独立型の公衆衛生大学院である。開設以来、常に日本公衆衛生専門職大学院のトップランナーを目指してきた。また、公衆衛生の大学院教育のモデルケースとなるよう、以下に報告するさまざまな取組みを行ってきた。なお、これまで公益財団法人大学基準協会による専門職大学院認証評価を受審し、公衆衛生系専門職大学院基準に適合していると認定され、今回が3回目の申請となる。

方 針

本研究科は、公衆衛生および社会の諸課題に対して科学的判断を基に問題解決ができる高度専門職業人の養成を目的としている。この目的は、帝京大学の建学の精神と教育指針に挙げる「実学」「国際性」「開放性」と、国際標準である公衆衛生の“基本5領域”、“問題解決型アプローチ”、“コンピテンシー基盤型教育”を基本方針に基づく。また、本研究科開設以来一貫して社会の健康課題に対応するリーダーおよび変革者(Change Agent)の養成を目的・使命として掲げている。

変 革

公衆衛生が対処する課題は大きく変化している。COVID-19の蔓延がその例である。COVID-19により、社会の中で公衆衛生が注目されると共に、その役割が問われた。本研究科では、教員と学生、修了生が協働でパンデミック対応に取り組むと共に、COVID-19を振り返り、その教訓を『新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの教訓—これまでの検証と今後への提言』¹⁾にまとめた。また、2022年度には、本研究科の創立10周年記念公開シンポジウムを行い、“Beyond the Crisis, Challenge and Change for Next Decades”(新型コロナパンデミックを超えてこれからの公衆衛生教育に何が必要か)をテーマに開催した²⁾。その結語として、『公衆衛生専門職大学院における公衆衛生基本5領域の教育とその課題』を発表した³⁾。

このように、本研究科では、安定した組織体制のもと、研究科のミッションを確認し、アクションプラン等により中長期的および短期の目標を設定し、教育カリキュラムと教育方法を常に改変させてき

た。目標を達成すべく、多様な教員を確保し、充実した教育環境と教育体制の中で、研究のみならず、「公衆衛生を、やる」専門職を育ててきた。

開設時から変わらない国際標準と、時代に合わせた変革を重ねた本研究科の教育は自負するところがあり、また、自己点検と評価も繰り返してきた。しかし、一方で、本研究科が一般的な基準に相応しいものであるかは、本認証評価を通じて第三者からの評価を受ける必要がある。改善が必要な点は改善を行い、公衆衛生に資する教育を今後も実現したい。

参考文献

- 1) 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科(編). 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの教訓—これまでの検証と今後への提言. 大修館書店. 2021.
- 2) 帝京大学大学院公衆衛生学研究科. 帝京大学大学院公衆衛生学研究科創立 10 周年 記念公開シンポジウム記録集. 2022.
http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/SPH_10th_anniversary.pdf
- 3) 桑原恵介, 金森悟, 鈴木明日香, 渋谷克彦, 加藤美生, 福田吉治, 井上まり子. 公衆衛生専門職大学院における公衆衛生基本5領域の教育とその課題. 日本公衆衛生雑誌 2023;70 (9): 544-553

本章

Ⅰ 使命・目的

・項目：目的の設定

評価の視点	
Ⅰ-Ⅰ	公衆衛生系専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。またその目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

<現状の説明>

帝京大学大学院公衆衛生学研究科（以下「本研究科」という）は、2011年度に帝京大学（以下「本学」という）の大学院組織において専門職学位課程として設置された。その後、2014年に本研究科に博士後期課程を設置し、現在に至っている。

本研究科公衆衛生学専攻専門職学位課程（以下「本課程」という）は、専門職大学院設置基準に基づく専門職学位課程であることから、専門職大学院第2条1項「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする」の規定に基づき、開設当初は表Aのとおり本研究科の目的を定めた。

表A 本研究科開設時の目的（2011年度大学院学則第7条）

公衆衛生学研究科は、患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、様々な公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人の養成を目的とする。
--

その後、目的を補完する3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）やコンピテンシーが整備されたことを踏まえ人材養成の目的は表Bのとおり簡潔で明快な内容に変更された。

表B 本研究科の目的（2024年度大学院学則第7条別表3）

公衆衛生学研究科は、建学の精神に則り、公衆衛生上の課題に対して指導的立場で科学的判断に基づく問題解決ができる高度専門職業人の養成を目的とする。

上記の人材養成の目的は、「2024年度帝京大学大学院学則」（以下「本大学院学則」という）第7条別表3に明文化されている。

本学の建学の精神は以下の表Cのとおりであり、これを具現化した教育指針として、「実学」「国際性」「開放性」を掲げている。本研究科は、「実学」「国際性」を重んじ、さらに幅広く知識を学ぶ環境を意味する「開放性」を重要視している。

表C 本学の建学の精神(2024年度大学院学則第1条)

本大学院は、「努力をすべての基とし 偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」という建学の精神に則り、学部の基礎の上に、さらに次のことをそれぞれの目的とする。

上記を踏まえ、国際標準である公衆衛生の“基本5領域”を基本として、科学的研究だけを行うにとどまらず実社会の問題を解決する(問題解決型アプローチ)、公衆衛生の専門職に必要とされる知識と技能、さらにはコンピテンシー(能力・資質)を習得し(コンピテンシー基盤型)、実際に組織や社会を動かして公衆衛生の達成に努め続けうる人材、社会における公衆衛生課題の解決を目指すリーダーすなわち“Change agent(チェンジエージェント)の育成を行う”ことが本研究科の特色である。

<根拠資料>

- ・添付資料1-1:帝京大学大学院入学試験要項2025(49頁)
- ・添付資料1-2:帝京大学大学院履修要項2024(V-1)
- ・添付資料1-3:公衆衛生学研究科パンフレット2024
- ・添付資料1-4:2024年度帝京大学大学院学則(第1条、7条)

・項目:中・長期ビジョン、方策

評価の視点	
1-2	当該専門職大学院の目的の実現に向けて、中・長期ビジョンを策定し、それに係る資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける具体的方策を作成していること。またそれを実行していること。

<現状の説明>

中・長期ビジョンの策定

本研究科の目的を実現するためのビジョンと戦略として、以下の「ミッション、ビジョン、バリュー、ゴール」を掲げ、これを教職員で共有し教育現場における指針としている。

(1) ミッション

社会における公衆衛生課題の解決を目指すリーダー(Change Agent)を養成する教育と、実

践に結びつく科学的研究を通じて、健康でより良い社会をつくり、いのちとくらしを衛ります。

(2) ビジョン

- ・ 公衆衛生専門職教育のフロントランナーとして、科学と実践を結ぶ問題解決能力と研究能力を養い、より健康な社会づくりを目指すリーダーを育成する場であり続けます。
- ・ 公衆衛生の専門職教育と連携し、公衆衛生課題の解決に結びつく研究に基づいてより健康で良い社会に変えます。

(3) バリュー

自発的に、実践的に、多様に、革新的に、科学的に、国際的に、公衆衛生活動を共に。

(4) ゴール

- ・ 公衆衛生課題の解決に資する実践的・科学的研究を国内外で実施し、その成果をもとにより健康な社会の実現に努めます。
- ・ 日本とアジアの公衆衛生大学院における専門職大学院の教育方法の開発に努め、高い資質と能力を備えた専門家を世に送る専門職大学院の実践的な教育方法の開発と実施に努めます。
- ・ 日本国内外でおこる公衆衛生の現在あるいは将来の課題に取り組むよう、地域や産業界などとも連携し、地域社会（コミュニティ）での公衆衛生に貢献する活動を行います。

アクションプランの策定と評価

本学では、すべての部門に対して、2019年度から3年ごとのアクション・プランを設けて、定期的に計画とその評価を行っている。

本研究科の2019年度から2021年度のアクション・プランは、「大学基準協会の認証を受ける（継続）」ことと、「公衆衛生教育の国際標準であるCEPH（Council of Education for Public Health）の認証を受けること」を目標とした。

2022年度から2024年度は、「教育および研究の成果として、学生の論文や学会発表を促進し、修了後のキャリアアップを推進する。この目的を達成するために、支援する制度を構築するとともに、具体的な指標を設定し、毎年度評価し、改善を行う。」ことを目標にした。

さらに、2022年度からは、本学の各部門で、毎年度「基本方針と行動方針・KPI」が設定されている。これは、本学全体の基本方針に基づき、各部門が行動方針ならびにKPIを設定するものである。本研究科においても、この行動方針とKPIを設定し、それに基づいて本研究科の運営と評価が行われている。さらに、研究科の行動方針やKPIをもとに、各教員が個人の目標とKPIを設定する。なお、これらをもとに、毎年度の人事評価が行われている。

価値創造については、ミッション、ビジョン、バリューを明確にし、教育カリキュラムを構築し、教員間の意思統一を図ることにより実施している。具体的には、コンピテンシーを掲げ、問題解決型アプローチを習得するための科目を編成し、実行している。

<根拠資料>

- ・添付資料1-2:帝京大学大学院履修要項2024(V-2)
- ・添付資料1-5:公衆衛生学研究科アクションプラン2019-2021、2022-2024
- ・添付資料1-6:組織方針・目標設定

【大項目Iの現状に対する点検・評価】

(1)長所と問題点

長所

- ① 「公衆衛生系専門職大学院の使命」および大学の建学の精神と教育指針をもとに、独自の教育目的と方向性を明確に示している。
- ② さらに、国際標準の公衆衛生教育を基盤に、「基本5領域」、「問題解決型アプローチ」、「コンピテンシー基盤教育」、「Change Agentの育成」をキーワードにした教育方針を徹底している。
- ③ これにより、教職員および学生は、目的を共有し、理論と実践の両面で公衆衛生の問題解決力を高め、社会的リーダーとしての役割を担う専門家の育成を推進している。
- ④ 3年ごとのアクションプランと毎年度の行動方針・KPIの設定により、PDCAサイクルの実施も、組織的な改善を支える重要な要素となっている。

問題点

- ① 急速に変化する社会とそれに伴う公衆衛生の役割と期待の変化をもとに、教育目的・3ポリシーをアップデートしていく必要がある。
- ② アクションプランや行動方針・KPIを設定して時間が経過したため、それらの項目の妥当性について、さらに検証が必要である
- ③ 本研究科が掲げるコンピテンシーと社会の現場のニーズと合致しているかを検証する必要がある。

(2)長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

- ・ 長所をさらに伸ばし、問題点を改善するため、社会とニーズの変化に合わせて、教育目的・3ポリシーを定期的(原則毎年度)に見直していく。具体的には、本研究科教育課程連携協議会(アドバイザリーボード)での意見、各種調査の結果をもとに、FD や教員会議(FM)にて検討し、研究科委員会にて審議する。
- ・ アクションプランと行動方針・KPIを引き続き運用し、その効果について、FD や教員会議(FM)での検討、大学棟運営会議や学長室等からの意見を参考に、検証を行い、改訂を行う。
- ・ 行政・企業アンケートなどにより、本研究科のコンピテンシーと現場のニーズの適合性を検証

する。

2 教育課程・学習成果、学生

・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	
2-1	公衆衛生系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。

<現状の説明>

本研究科では、到達する学習成果を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を、以下のとおりに定めている。

帝京大学大学院公衆衛生学研究科 専門職学位課程 学位授与方針

1. 公衆衛生の基本5領域を修得し、かつ専門領域の学びを深めている。
2. 本研究科の定めるコンピテンシーを修得している。
3. 自ら見出した課題について調査研究を行い、エビデンスを構築できる。
4. 人々を健康にするため、問題解決型アプローチをもとに解決の道筋を見出せる。
5. Change Agent として健康でより良い社会の構築に貢献できる。

本研究科の学位授与方針に基づく教育は、大学基準協会が掲げる公衆衛生系専門職大学院が担う基本的な使命である「公衆衛生課題の解決に貢献する専門的知識・技能を身につけ、さらには広い見識と高い職業倫理観をもった人材を養成すること」にも通ずる内容である。本研究科では公衆衛生学修士（専門職）の課程を設置し、修了時に学位授与方針を満たすことができるような教育編成を行っている。

学位授与方針に基づいて、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定め、その2つの方針のもとに教育課程の編成・実施方針を決めている。特に、学位授与方針とすべての開講科目との対応関係をカリキュラムマップに示し、視覚的にもわかりやすく説明したうえで教育内容や方法を計画し、シラバスを作成している。

教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 必修科目では、公衆衛生の基本5領域を修得するため、疫学、生物統計学、社会行動科学、保健政策・医療管理学、産業環境保健学の基礎科目を設置する。
2. 選択科目では、基本5領域の学びを深めるため、各領域の専門的な科目を設置する。
3. 調査研究と実践の基礎的な能力を修得するため、「公衆衛生倫理学」「調査・研究法概論」等の共通科目および応用実習を設定する。
4. 問題解決型アプローチおよびコンピテンシー修得のため、「課題研究」「MPHセミナー」を必修

科目とする。

学位授与方針と教育課程編成方針、ならびにカリキュラムマップが掲載された履修要項は、本学ホームページ(以下、「HP」という)上で公開されており、入学希望者のための研究科説明会でも説明を行っている。また、毎年新年度にはオリエンテーションで教職員と学生に履修要項を配付のうえ、本研究科の教育について明確に説明している。

<根拠資料>

・添付資料1-2: 帝京大学大学院履修要項2024(V-1、V-6、V-15)

・項目: 教育課程の設計と授業科目

評価の視点	
2-2	<p>基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。</p> <p>(1) 公衆衛生系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命、すなわち、国内外の行政機関・保健医療や福祉、環境に関する諸機関・教育研究機関・民間組織・地域住民組織等において求められる公衆衛生課題の解決に貢献する専門的知識・技能を身につけ、さらには広い見識と高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。</p> <p>(2) 公衆衛生系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 今日の公衆衛生課題の広域化・多様化に鑑み、グローバルな視点を涵養する観点から編成していること。</p> <p>(4) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p> <p>(5) コミュニケーション能力、マネジメント能力、多様性に対応する能力、公共に資する職業倫理観、そして課題解決に向けて動きを興す能力(Advocacy)など、学生が自らの資質・能力(Competency)を涵養する機会の提供について配慮していること。</p>
2-3	<p>通信教育やe-learning等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。</p>
2-4	<p>授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。</p>

<現状の説明> 2-2

(1) 公衆衛生系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命に沿った人材養成

本学では、大学全体の建学の精神や教育指針において「実学」を重んじており、本研究科においても、公衆衛生の実践の場で活躍する人材養成のための教育を行っている。公衆衛生の専門家の資質・能力の涵養については、問題解決型アプローチやコンピテンシー基盤型教育を通じて専門家としての能力を育てる機会を提供しており、公衆衛生系専門職大学院に共通に課せられた基本的使命の達成にも通ずる教育である。

本研究科固有の教育目的である、理論や学問としての公衆衛生だけではなく、実践ができる高度専門職業人にふさわしい修了生を養成する視点から編成している。

(2) 公衆衛生系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。

本研究科の専門職学位課程の開講科目は合計38科目あり、主に必修科目で基本的な内容を扱い、選択科目で発展的・実践的な教育を行う。

必修科目は、公衆衛生の基本5領域に関する科目と共通科目で構成されている。基本5領域の必修科目は、「基礎疫学」、「基礎生物統計学」、「健康行動科学概論」、「社会疫学」、「保健政策・医療管理学概論」、「地域保健学」、「産業環境保健学概論」の7科目であり、合計14単位を取得する。共通科目の必修として「公衆衛生倫理学」、「調査・研究法概論」、「公衆衛生政策学」、「論文の書き方セミナー」の4科目5単位があり、各自が専門とする分野を問わず公衆衛生を学ぶために必要な基本的な内容になっている。

在学期間を通じて行う「課題研究」と「MPHセミナー」の2科目も必修科目である。課題研究は、公衆衛生に関するプロジェクトや研究を通じて、基本的知識や技能を総合的に活用し、問題解決能力やコンピテンシーの涵養を目指した発展的かつ実践的科目である。

また、選択必修科目である応用実習は、フィールドでの各種実習やインターンシップを含む5科目から1つを選んで履修する。発展的な選択科目は19科目がある。

以上のとおり段階に応じた科目配置をすることで、公衆衛生の基本的科目の体系的な学習を行い、かつ、学生の希望分野に応じて発展的で実践的な科目を広く選択できる教育環境を整えている。

(3) 今日の公衆衛生課題の広域化・多様化に鑑み、グローバルな視点を涵養する観点から編成していること。

本学は建学の精神と教育指針のひとつに「国際性」を掲げており、大学全体としてグローバルな視点の涵養を重視している。また、本課程のコンピテンシーのひとつにも「問題解決のために国際的な視点を持つことができる。」と定めている。

専門職学位課程で学生全員が必修で取り組む課題研究では、自らが取り組む課題の内容を問

わず、国際的な観点から課題を説明することを求める。また、必修科目である「保健政策・医療管理学概論」や「社会疫学」、「地域保健学」などにおいて、グローバルヘルスに関連した、公衆衛生の国際的潮流を学ぶ機会もある。そして選択科目のうち、主に国際保健関係の講義では、国際的に活躍している非常勤講師らの実務経験から、グローバルな取り組みや考え方を学ぶことができる。

本研究科の特徴でもあるグローバルな視点の涵養を目指した教育に、夏期(s学期)と冬期(w学期)に英語で行われる集中講義がある。これは、本学の長年にわたる海外提携校との交流を活かした教育である。1つは、米国・ハーバード大学との連携をもとに2011年の研究科開設当初から行っている集中講義(ハーバード特別講義)である。本特別講義は、公衆衛生の基本5領域から1人ずつ、ハーバード大学(もしくは、同じく提携校である英国のオックスフォード大学など)から客員教授を招聘して行う、集中講義(5科目)である。ハーバード特別講義には、本学と交流があるアジア各国・地域(中国、インドネシア、フィリピン、タイ、台湾)の学術提携校からも参加があり、各国の留学生とディスカッションを行い、公衆衛生の話題をグローバルな視点で議論する機会である。

2つ目は、帝京国際サマースクールである。英語で行う2科目の集中講義「Healthcare Management」と「Universal Health Coverage and Ageing Society」を本学教員が担当している。2科目ともグループワークやケーススタディ、フィールド訪問を取り入れるなど、アクティブラーニングを取り入れている。本サマースクールは、米国・南カリフォルニア大学医学部の国際医学修士課程と共同で行う大学院科目であり、同大学の大学院生も毎年参加している。アジア各国の学術提携校からも参加があり、本学の学生とマネジメントやヘルスシステムといった、世界共通かつ分野横断的な話題について学び、各国の学生同士で意見を交わす。

ハーバード特別講義と帝京国際サマースクールは、本研究科の博士後期課程の科目であるが、研究科の行事として行っており、その期間だけはほかの科目の開講がなく、専門職学位課程の学生についても履修および聴講ができ、学生同士の交流を深めている。

(4) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

本課程の科目は、公衆衛生の基本5領域を中心にしつつ、分野を越えた公衆衛生の多様な課題についても学ぶことができるように、共通科目や発展的な科目を設けており、系統的に公衆衛生を学ぶようにカリキュラムが構成されている。

系統的な履修を支援するため、本課程では開講科目の位置づけを説明するカリキュラムマップを用意している。カリキュラムマップでは、公衆衛生基本5領域と分野横断的な科目の位置づけを視覚的に整理している。基本的科目が必修であることを示し、そのうえで、多くの選択必修科目や選択科目から、実践的科目の履修ができるようにカリキュラムを構成している。カリキュラムマップでは、それぞれの科目がどの学位授与方針と関係しているのかも理解できるように表で示している。

なお、学生の学習の進め方について助言をおこなうアカデミックアドバイザー制度がある。本課程では、1人の学生につき1人の教員が入学当初からアカデミックアドバイザーとして担当する。アカ

デミックアドバイザーとは、本人の能力や将来の希望などをもとに履修に関する指導や助言を行う教員である。アカデミックアドバイザーは、在学中の履修が系統的・段階的に行えるよう指導している。

(5) コミュニケーション能力、マネジメント能力、多様性に対応する能力、公共に資する職業倫理観、そして課題解決に向けて動きを興す能力 (Advocacy) など、学生が自らの資質・能力 (Competency) を涵養する機会の提供について配慮していること。

本課程では、2014年度からコンピテンシー基盤型教育を導入しており、学生が公衆衛生を実践する際の能力 (コンピテンシー) を育むカリキュラムを取り入れてきた。履修要項に示す22項目のコンピテンシーと、さらに本課程が力を入れる5つの独自コンピテンシーを明示し、その育成を目指す教育を行っている。本課程のコンピテンシーは、評価の視点に挙げられるようなコミュニケーション能力、マネジメント能力などを含んでいる。

各コンピテンシーを養うため、講義内でも知識を与えるだけの偏った授業にならないように、工夫を行っている。特に必修科目で各コンピテンシーを評価する課題を課し、学生が自らのコンピテンシーを涵養する機会の提供について配慮している。コンピテンシーを涵養する機会としては、通常の講義においてもグループワークやディスカッションなどを取り入れている。必要に応じて、実務家や専門家のゲスト・スピーカーを招聘するなど、関連機関の関係者と連携した教育を行っている。また、ケーススタディやフィールドワークを行う演習科目や実習科目を設置して、実践的な教育を目指した教育上の工夫がなされている。特に、本課程では、応用実習を選択必修科目としており、2023年度以降の在学生全員が希望する分野の実習やインターンシップに取り組むようにした。

<根拠資料>

・添付資料1-2: 帝京大学大学院履修要項2024 (V-3、V-6、V-14、V-15)

・資料: 帝京大学国際サマースクール2024 大学ホームページニュース

<https://www.teikyo-u.ac.jp/topics/2024/0717-2>

・資料: 2024年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス

https://syllabus.cs.teikyo-u.ac.jp/syllabus/campusquare.do?_flowExecutionKey=_c22EBEE99-99FF-46D1-9AB7-EC3C37BF63AB_k7DA0C992-93C8-59AB-2EE3-9F0BE5707F89

<現状の説明> 2-3

本課程には通信教育はなく、基本的に対面で講義を行っているが、一部の講義で空間的に多様な形態で授業を行っている。空間的に多様な形態とは、本課程の場合、対面の講義の一部にオンラ

インシステムを取り入れたハイブリッドの講義を行うことである。実施の判断は科目責任者が行い、実施には、研究科として管理している Zoomシステムや収音マイク・スピーカーを用いて開講している。機能性の高い機器を使用し、マイクを複数設置するため、教員の音声だけでなく学生の発言等も十分に拾うことが可能である。ハイブリッドの講義を行うのは、社会人で仕事などのために対面で参加できない場合、病気やけがなどにより通学が困難な学生のためなどが主な理由である。

ハイブリッドの講義のうち、オンラインで参加した場合にも、画面をオンにすることや、グループワークをオンライン参加者同士で行い（Zoomのブレイクアウトルームの機能を利用）、ディスカッションする機会を設けるなど、対面に近い状況での講義を行っている。また、オンラインで参加した場合でも、講義内や講義前後の課題は同様に課し、同じように評価しており、対面と同様に学生の教育内容や成果において教育効果をあげている。

時間的に多様な形態としては、一部の科目において、講義内容を録画した動画を復習としていつでも視聴できるように配信している。その他、社会人の学生が多いことに配慮し、夜間にあたる6限（18:20～19:50）にオンラインのみで開講している科目「産業看護マネジメント論」もある。

その他に、Learning Management system（以下、「LMS」という）を使用し、講義資料を講義の事前に掲載することで予習を可能にしたり、講義動画の掲載、課題の提出等でも活用している。

<根拠資料>

・添付資料2-1:LMSハンドブック2024(学生用)

<現状の説明> 2-4

○授業時間帯

必修科目を火曜日から木曜日に中心に開講している。金曜日は、課題研究に充てており、比較的自由に使用できる時間とし、教員との打ち合わせや自習等を行えるようにしている。

また、一部の科目は、社会人の履修生の利便性を高めるため、平日の5,6限目、土日（集中講義）、個別に調整した日程で実施している。例えば、集中講義の科目としては、「産業精神保健学演習」、「調査・研究法概論」、5,6限目に実施している科目としては、「質的研究」、「産業看護マネジメント論」、個別に設定する科目としては、「応用実習」がある。

○時間割

体系的かつ段階的な学習のため、1年を4学期に分けて前期前半(a学期)、前期後半(b学期)、後期前半(c学期)、後期後半(d学期)としている。また、夏期(s学期)と冬期(w学期)には集中講義期間がある。特に、夏期(s学期)には各種実習と英語による2つの講義を行っている。冬期(w学期)は主にハーバード大学等の客員教授による特別講義が開講されている。

<根拠資料>

・添付資料2-2:帝京大学公衆衛生学研究科年間時間割2024

・項目: 教育の実施

評価の視点	
2-5	学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態(講義、演習、実習等)、方法(ケーススタディ、フィールドワーク等)及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。
2-6	下記のような取り組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
2-7	教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適正な学生数で利用されていること。
2-8	自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。
2-9	図書館(図書室)は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
2-10	学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備(情報インフラストラクチャーを含む)が整備され、活用されていること。

<現状の説明>2-5

本課程では、建学の精神に基づき、教育指針として、実践を通して論理的な思考を身につける「実学」を掲げている。実際に、演習科目として「データ解析演習」、「産業精神保健学演習」、実習科目として「地域包括ケア学実習」、「国際保健学実習」、「医療管理学実習」、「産業環境保健学実習」などがある。講義科目ではあるが、「国際保健学概論」、「産業保健学」、「公衆衛生倫理学」、「公衆衛生政策学」等で事例検討(ケーススタディ)や、「健康教育学」等でフィールドワークも実施しており、「公衆衛生政策学」「ヘルスコミュニケーション学」等の科目では、その年度ごとに関連機関の関係者や実務家をゲスト・スピーカーとして招いている。また、ほとんどの科目で、グループワークやディスカッション、学生によるプレゼンテーションなどを取り入れ、アクティブ・ラーニングを実現するための教育手法がとられている。教育と学修を支援するLMSを通じて、講義資料や参考資料等の電子媒体の教材を配付している。

さらに、実際の公衆衛生活動を行う現場(国際機関、行政機関、NGO、企業・団体、各種公衆衛生活動を行う場など)におけるインターンシップも行われている。総合的な学習として、必修科目と

なっている「課題研究」および「MPHセミナー」では、研究指導教員からの個別指導と、サブグループとして複数の教員が指導にあたり、公衆衛生分野という領域横断型の研究にも対応して適切に課題研究を遂行できるように指導するなど、理論と実務の架け橋を図る教育方法を取り入れている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-3: 帝京SPHインターンシップ概要2024
- ・資料: 2024年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス

https://syllabus.cs.teikyo-u.ac.jp/syllabus/campussquare.do?_flowExecutionKey=_c22EBEE99-99FF-46D1-9AB7-EC3C37BF63AB_k7DA0C992-93C8-59AB-2EE3-9F0BE5707F89

<現状の説明>2-6

本課程では、全ての授業科目についてシラバスを作成し、Webシラバスとして公開している。シラバスでは、授業科目ごとに、科目名、科目責任者、開講時期、履修年次、単位数などの基本情報に加えて、①授業の概要、②授業の到達目標、③成績評価の方法および基準、④試験・課題に対するフィードバック方法、⑤授業形態、⑥アクティブ・ラーニングを実現するための教育手法、⑦授業におけるICTの活用、⑧事前事後学修の内容およびそれに必要な時間、⑨教科書・参考資料、⑩授業計画詳細（各回のテーマ）などを詳細に記載しており、学生の授業選択や自主的な学習に活用できるものとなっている。

なお、学年暦（時間割表）は別途作成している。シラバスおよび学年暦（時間割表）は入学前に予め配付し、入学直後のガイダンスにおいて概要説明を行っている。また、WEBを利用したLMSでも閲覧可能としている。

学生生活全般については、入学時オリエンテーションにて、キャンパスガイドや「4号館（院生室）の利用について」などの資料配付を行い説明を行っている。また、学生一人に対して教員一人がアカデミックアドバイザーとして割り当てられ、学習・課題研究の進め方や履修に関する相談、進路に関する相談、家族または自分自身の健康問題や奨学金も含めた経済的問題など学問への取り組みに支障がないかについての相談体制をとっている。アカデミックアドバイザーは、担当学生の状況についてLMSの学生報告に記載し、毎月第一もしくは第二木曜日に全専任教員が参加する「定例学生報告」を行い学生の状況を共有し、個別の状況に合わせて迅速に対応できる体制をとっている。なお、教員との連絡手段として、学生には全専任教員のメールアドレスのリストを配付することで周知している。学生向けのメーリングリストも設置し、学生生活支援を目的とした情報共有に活用している。

<根拠資料>

- ・添付資料1-2:帝京大学大学院履修要項2024(V-26)
- ・添付資料2-2:帝京大学公衆衛生学研究科年間時間割2024
- ・添付資料2-4:「キャンパスガイド2024」
- ・添付資料2-5:4号館(院生室)の利用について
- ・資料:2024年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス

https://syllabus.cs.teikyo-u.ac.jp/syllabus/campussquare.do?_flowExecutionKey=_c22EBEE99-99FF-46D1-9AB7-EC3C37BF63AB_k7DA0C992-93C8-59AB-2EE3-9F0BE5707F89

<現状の説明>2-7

本課程における講義は主に大学棟本館5階にある講義室(定員約90人、151.75 m²)で行っている。当該講義室には液晶プロジェクター、スクリーン、AV機器が設置されており、各教員は持参したPCやスライド教材等を用いて講義を行う。講義室内には、無線LANの環境も整備されている。受講生の多い必修科目でも約30人程度であり、十分な広さが確保されている。統計解析ソフトウェアを使って演習を行う講義(「基礎生物統計学」、「応用生物統計学」、「データ解析演習」)は、基本的にPCルーム(3室)で行っている。その他、本課程の全学生が参加する課題研究報告会など一部の講義ではさらに余裕を持たせるため、一般の講義室として大学棟本館1階の104講義室(定員105人、167.57 m²)や105講義室(定員105人、169.72 m²)などで行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-6:帝京大学板橋キャンパスPCルーム利用規程
- ・添付資料2-7:帝京大学板橋キャンパスLAN利用規程

<現状の説明>2-8

学生が主に過ごすスペースとして大学4号館を整備している。4号館2階には、本研究科学生専用の大学院生室を2部屋(各部屋59.84m²、合計119.68m²)設置している。この部屋は、研究、自習、学生の自主的な勉強会、および各種情報掲示のスペースとして利用されている。4号館2階にはPCルームも整備しており、学生が常時利用できるデスクトップパソコンが4台設置されており、データ保存用の外付けハードディスクに加えて、パソコン内には統計ソフト(R, SPSS)も格納されている。

また、5年前の評価時からの改善として、授業が単なる知識の伝達にとどまらないよう、学生間でのグループワークやディスカッションを通じた学生の主体的な学び(アクティブラーニング)を促進

する場を提供することを目的とし、4号館1階にはラウンジやミーティングルーム等を設けている。

さらに、4号館および大学棟本館では学生専用のWi-Fi環境が整備されており、4号館の大学院生室にはスキャナー機能付きプリンター、プロジェクター、大型スクリーンが設置されており、自学自習のための学習環境が充実している。

板橋キャンパス内の医学総合図書館の閲覧室は平日だけでなく、土曜日・日曜日・祝日も9時から24時まで利用可能となっている。

また、板橋キャンパス内の870席を有する学生食堂は、午後の食堂閉店後も学生の自主学習や相互交流の場として利用できるよう、22時まで開放されており、学生交流の場となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-4:キャンパスガイド2024(31~35頁)
- ・添付資料2-5:4号館(院生室)の利用について

<現状の説明>2-9

帝京大学医学総合図書館利用規程により学生・教職員および修了生は医学総合図書館を利用することができる。同図書館では2024年3月31日時点で蔵書数約24.6万冊、学術専門雑誌約3,300種、オンラインジャーナル約9,600誌を利用できる。

学内蔵書目録検索(OPAC)および文献検索データベースとして医中誌Web、PubMed、Web of Science、Cochrane Library、ProQuest、CINAHLなどを利用できる。電子ジャーナルは、ScienceDirect、Wiley Online Library、Nature本誌および姉妹紙、JAMA Network、医書.jpオールアクセス、メディカルオンラインなど、多数の電子ジャーナルの利用でき、多くのタイトルをリモートで利用することが可能となっている。

雑誌についても、八王子キャンパス図書館では人文社会学系ProQuestデータベース(全文閲覧可能、タイトルあり)を契約していることから、板橋キャンパスからも人文・社会科学系の学術雑誌へのアクセスを高めている。

図書館の利用方法については、図書館利用案内パンフレット、キャンパスガイド、教員便覧等で周知している。同図書館は閲覧室(1,249㎡、座席数509席)、を設置し、年末年始・創立記念日・法定停電日を除き、9:00~24:00まで入館および利用ができる(カウンターサービスは平日~土曜日:9:00~18:30)。

<根拠資料>

- ・添付資料2-4:キャンパスガイド2024(31-33頁)
- ・添付資料2-8:帝京大学医学総合図書館利用規程
- ・添付資料2-9:図書館利用案内パンフレット

・添付資料2-10:2024年度帝京大学板橋キャンパス教員便覧(119~124頁)

・資料:帝京大学ホームページ/医学総合図書館の紹介

https://www.teikyo-u.ac.jp/campus/itabashi_campus/library

・資料:帝京大学ローカルホームページ/医学総合図書館/リモートアクセス

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~library/ej-r.html>

<現状の説明> 2-10

学生には個別にメールアドレスが提供され、学生は、大学院生活を送る上で必要となる大学教職員・学生との、また、外部との連絡手段として活用している。講義室、教員居室のある大学棟本館、および、大学院生室のある4号館では、有線および無線LANでインターネットへの接続ができる。学内LANでは、板橋・八王子・宇都宮・福岡の各キャンパス図書館横断のオンライン蔵書目録(OPAC)の利用、電子ジャーナル・電子書籍・データベースの検索・閲覧、図書館間相互貸借(ILL)のオンライン申し込み、板橋キャンパスにおける包括契約に基づくMicrosoft社製ソフトウェア、統計解析ソフトウェアのダウンロードを行うことができる。LMSでは、講義資料などに常時アクセスできる環境を整備しており、多くの科目で活用されている。教務システムCampus Squareにより、学生・教員向けに、カリキュラム・シラバス・講義室の閲覧・登録、履修科目・単位の登録・閲覧、出席・成績の管理・登録等の機能が整備され、活用されている。

<根拠資料>

・添付資料2-1:帝京大学LMSハンドブック2024(学生用)

・添付資料2-4:キャンパスガイド2024(31-32頁)

・添付資料2-11:PCルーム・帝京大学統合認証基盤・帝京メールアドレス(ガイダンス資料)

・項目: 学習成果

評価の視点	
2-11	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
2-12	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
2-13	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
2-14	学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上

	の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。
2-15	教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。

<現状の説明>2-11

成績評価基準は、「帝京大学大学院履修要項」の「I. 研究科共通(2)成績について」に定められている。これに基づき、科目責任者は、授業科目の内容、形態に応じ、試験、レポート、授業への積極的な参加等それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、総合的に成績評価を行っている。なお、出席そのものは加点対象としていない。「成績評価の方法および基準」は各科目のシラバスに記載されており、科目責任者(指導教員)が学生に事前に詳しく説明している。

成績評価については、アセスメントポリシーにおいて、得点分布は、「90点以上:10%以下、80~89点:10~25%、70~79点:20~35%、60~69点:10~35%、60点未満:10%未満」が望ましいとしている。単位認定における合格基準点は60点である。ただし、その科目における学修目標やコンピテンシーが達成されているかに基づいて評価しており、特に履修者が少ない科目においては相対評価が必ずしも適切ではないこともある。公正かつ厳格な成績評価のため、成績評価および単位認定は研究科委員会*の審議事項としている。各科目責任者は、成績評価の方法とその結果を報告し、得点分布に著しい偏りがある場合などにはその理由についても説明を求められる。

* 研究科委員会は、大学組織における重要な意思決定機関であり、研究科の運営や教育・研究方針に関する審議を行う場です。委員会のメンバーは学長、研究科所属の全常勤教授および教務課職員で構成され、研究科の課題に対する戦略的な決定や、重要な方針を策定します。教授未満の教員はオブザーバーとしての参加が許可されています。研究科全体のビジョンや方向性を示す役割を担っています。

<根拠資料>

- ・添付資料1-2:帝京大学大学院履修要項2024(I-1)
- ・添付資料2-12:公衆衛生学研究科アセスメントポリシーおよび成績分布
- ・資料:2024年度 帝京大学大学院公衆衛生学研究科シラバス(成績評価基準)

https://syllabus.cs.teikyo-u.ac.jp/syllabus/campusquare.do?_flowExecutionKey=_c22EBEE99-99FF-46D1-9AB7-EC3C37BF63AB_k7DA0C992-93C8-59AB-2EE3-9F0BE5707F89

<現状の説明>2-12

学生からの成績評価に関する質問・異議申し出については、成績評価異議申し立て制度を導入している。学生は成績評価について質問がある場合、当該科目の担当教員（科目責任者）に質問し、異議がある場合は事務部教務課に申し出る。質問・異議申し出は成績発表後の2週間以内に限り受け付ける。本制度については履修要項「I. 研究科共通(2) 成績について」に明示されている他、教務システム(CampusSquare)で成績が公開された際、期限を含め学生に通知されている。こうした仕組みを用いて、成績評価においては公正性・厳格性を担保している。

<根拠資料>

・添付資料1-2: 帝京大学大学院履修要項2024(I-1、I-2)

<現状の説明>2-13

本課程の修了要件は、必修科目13科目27単位、選択必修科目2単位、選択科目13単位以上、合計42単位以上の単位を取得することである。なお、非医療系学部出身者は、1年目に選択科目である「医学基礎・臨床医学入門」を履修することが求められる。修了要件は、本学大学院学則に定めており、学生に対して履修要項への記載により明示されている。通常2月の研究科委員会において、単位取得状況等を根拠資料とし、各学生の修了認定を行っている。

本課程の過去3年間(2021~2023年度)の学位授与者数は34人、21人、24人である。

<根拠資料>

- ・添付資料1-2: 帝京大学大学院履修要項2024(V-21)
- ・添付資料1-4: 2024年度帝京大学大学院学則(第22条、第27条)
- ・資料: 基礎要件データ表7

<現状の説明>2-14

本課程における教育上の成果は、直接評価として学習成果、間接評価として学生本人の成長実感とキャリア上の変化から検証している。学生の学習成果の指標として、各科目の成績を前期・後期の終了時の研究科委員会で確認している。具体的には各学生の各科目の成績、単位取得の有無を一覧表にし、科目担当教員による報告を行う。

課程修了の時点で実施する修了生アンケートにより、教育課程が転職、就職に役立ったか、周囲からの評価の向上に役立ったか等について把握している。Faculty Development(以下「FD」という)として次年度前半に修了生アンケートを研究科専任教員内で共有し(例:2023年6月15日FDテーマ「修了生アンケート結果について」)、教育方法の改善策を議論し、次年度の授業計画

に反映させている。また、学会発表件数、論文発表件数、就職率を年度ごとに設定し、目標値に対する達成度を確認し、教育上の成果を検証している。学生の学会発表を促進する方策として、学会参加費・交通費の補助を本研究科として行っている。修了者の就職、転職をサポートする方策として、毎年、公衆衛生5分野ごとに実務で活躍する外部講師を招き、キャリアセミナーを行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料1-5:公衆衛生学研究科アクションプラン2022~2024
- ・添付資料2-13:2023年度修了生アンケート様式
- ・添付資料2-14:キャリアセミナー実施一覧

<現状の説明>2-15

科目ごとに授業評価アンケートを行っている。学生の意見は、研究科長および科目担当教員にフィードバックされ、各教員は、学生の意見を次年度の授業実施にどのように活かすかをまとめ、大学に提出している。また、教育課程およびその内容、方法に対する修了生の感想、満足度について修了時アンケートを行い、翌年度の前半に開催するFDの場において、研究科専任教員が教育方法の改善策を議論し、次年度の授業計画に反映させている。また、必要に応じて学生アンケートを行い、教育方法等の改善の検討を行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-15:授業評価アンケート

・項目：学生の受け入れ

評価の視点	
2-16	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
2-17	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
2-18	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

<現状の説明>2-16

学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)、出願要件、選抜方法および手続きについては、

「帝京大学大学院公衆衛生学研究科（専門職学位課程・博士後期課程）学生募集要項」に明記するとともに、本研究科HPに公表している。ここでは、本課程が求める学生像を以下のように定めている。

【学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

公衆衛生学研究科専門職学位課程は、学部教育等の学修や実務経験を通じて、次に掲げる意欲・資質・能力を備えた入学者を希望し、選抜する。

1. 公衆衛生に関する問題意識を持っており、専門家としての潜在能力が高い。
2. 協調性を持ってコミュニケーションを図り、共に学ぶ姿勢がある。
3. 研究や実践活動に取り組むための基本的学力を備え、論理的に考えられる。
4. 公衆衛生の実践的課題解決に取り組む意欲がある。

本課程には2年コースと1年コースが用意されている。2年コースにおいては、学部レベルの知識・学力を十分習得していることに加え、人の生命や健康に関心があり、病者・弱者や社会に貢献したいという志と現状に対する問題意識を持ち、問題解決のために自分自身のコンピテンシー（資質や能力）をさらに向上させようという意欲を持つ者を選抜する。

1年コースにおいては、保健医療関係の実務経験があることが強く求められるが、それに加えて、保健医療の現状を正確に分析・認識する意欲と能力を持ち、その改善のために自己の努力を惜しまないばかりでなく、他者と協働して実行する力を持つ者を選抜する。

出願書類は教務課へ提出され、書類の不備等のチェックが行われ、その後、本研究科の入試に関する基本方針に基づき、出願時に提出した志望理由書、研究計画書等に基づいて書類審査を行い、また個別面接を実施し、総合的観点から可否を判定している。本研究科では特に志望理由書、面接を重視している。個別面接においては必要に応じて英語による質疑応答を行うこととしている。

<根拠資料>

・添付資料1-1: 帝京大学大学院入学試験要項2025

<現状の説明>2-17

「アドミッション・ポリシー」をはじめ、入学志願者に対しては入試日程、学生募集要項を本学ホームページおよび研究科オリジナルウェブサイトに掲載し、広く社会に公表しているほか、説明会を年2回開催し入学希望者への周知を図っている。また、年に数回のオンライン説明会も開催している。

また毎年関連学会等に本研究科紹介ブースを出展するなど、広く本研究科および学生募集について周知する機会を設定している。さらに個別の進学相談や授業見学等にも応じている。志願者向け説明会に参加できなかった志願者に対しては、専任教員による個別面談の受付を行っている。な

お、個別面談については、研究科オリジナルウェブサイトを通して受け付けている。

本研究科では毎年入試委員会を開催し、入学者選抜試験の運営を行っている。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、本研究科の専任教授で構成される研究科委員会で毎年協議されるとともに、専任教授の中から選任される入試担当委員長を中心として、入試科目の構成・口述試験（面接）方法および選抜基準等について検討を行っている。

志願者の入試機会の便宜を図るため、9月から入学試験を年4回実施している。志願者は希望する入学者選抜時期・試験日を選択することが可能であり、多様な志願者へ柔軟に対応できるようにしている。

2024年度入試以降は、教授・准教授から構成される2人の面接委員で入学者選抜面接を行っている。また、入学者の選抜は学長、副学長と本研究科の教授で構成される判定会議（研究科委員会）において厳正かつ公正に実施され、最終的には学長の承認を経て決定される。

<根拠資料>

・添付資料1-1：帝京大学大学院入学試験要項2025

・添付資料2-16：帝京大学入学者選抜規程

・資料：帝京大学ホームページ（アドミッションポリシー）

<https://www.teikyo-u.ac.jp/faculties/sph/policy>

・資料：公衆衛生学研究科オリジナルウェブサイト（学生募集要項）

http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/admissions/admission_mph/

<現状の説明>2-18

入学者数・在籍学生数は適切に管理されている。本課程の入学定員は30人（1年コース10人、2年コース20人）である。過去の定員充足率は年度ごとに多少の変動が見られるものの直近3年間の定員は充足した。在籍学生数もおおむね収容定員の50人前後を維持しているため、教育実施上も特に問題はない。

<根拠資料>

・資料：基礎要件データ表8

・項目：学生支援

評価の視点	
2-19	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
2-20	適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行って

いくための支援がなされていること。	
2-21	適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の卒後活動に対して必要な支援を行っていること。

<現状の説明>2-19

学生の進路選択・キャリア形成に関する相談・支援に関しては、各学生担当の指導教員、アカデミックアドバイザーが個別に相談に応じるとともに、推薦書作成、企業担当者との連絡などの支援を行っている。さらに研究科修了生や関連企業の担当者を招いたキャリアセミナーを、5つのコア領域（疫学、生物統計学、社会行動科学、保健政策・医療管理学、産業環境保健学）ごとに最低年一回開催し、修了生自身の就職活動や本研究科での学修がどのように活かされているかなどの経験を講演する。また企業担当者による就職に関する情報提供なども行っている。

<根拠資料>

・添付資料2-14:キャリアセミナー実施一覧

<現状の説明>2-20

社会人に対しては、厚生労働省の教育訓練給付金制度において、2018年度より1年コース・2年コース共に専門実践教育訓練講座の指定を受けており、複数の利用者がある（2024年度は2年コースが対象）。多くが社会人であることから、LMSを使用したe-learningを始めとして、時間外にもメールを利用した指導など行っている。直接大学に来校できない学生に対しては、オンライン授業など受講しやすく配慮している。また長期履修制度を設けており、就業等により標準修業年限での修了が困難な場合には、出願時に申請することで年限を延長して履修できる。

外国人留学生に対しては、研究指導教員やアカデミックアドバイザーが学習・生活上の相談等に対応している。また、私費外国人留学生に対し、経済的負担を軽減するため、授業料減免制度（減免額20万円）があるが、現在本研究科に対象者はない。障がいのある学生に対しては、「帝京大学・帝京短期大学における障害のある学生への基本方針」に基づき取り組んでおり、各キャンパスが個々の学生の実情に応じて支援を行っている。板橋キャンパスの他学部の例として、手話通訳やノートテイクの配置の実績がある。大学棟本館は、初期設計の段階から「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」に則り、バリアフリー対策を行っている。なお、本研究科が2011年に開設されて以来、支援を要する障がいのある学生の入学はない。

その他、保健室では病気、身体の障がいおよび心の悩みの相談、ケガや気分が悪くなった際の応急処置に対応している。これらの情報については、「帝京大学板橋キャンパス・キャンパスガイド（学生生活案内）2024」に記載して周知に努めている。メンタルケアの相談は、必要に応じて臨床心理

士の資格を持つ専任スタッフが対応すべく、帝京平成大学臨床心理センターによるカウンセリングを紹介している。

また修業に当たって個々の学生が持つ課題に関しては、各学生にそれぞれ割り当てられるアカデミックアドバイザー、研究指導教員を中心に、月1回開催される「定例学生報告」において、全教員で情報を共有し対応方法を検討するなどしている。

<根拠資料>

- ・添付資料1-1: 帝京大学大学院入学試験要項2025 (52頁)
- ・添付資料1-2: 帝京大学大学院履修要項2024 (VII-20)
- ・添付資料1-4: 2024年度帝京大学大学院学則(第26条)
- ・添付資料2-4: キャンパスガイド2024 (22~25頁、50頁)
- ・添付資料2-10: 2024年度帝京大学板橋キャンパス教員便覧(205頁)
- ・添付資料2-17: 帝京大学・帝京大学短期大学私費外国人留学生授業料減免規程
- ・添付資料2-18: 【教職員用】合理的配慮申請に対するワークフロー
- ・添付資料2-19: 【学生用】合理的配慮について

<現状の説明>2-21

在学生と修了生に対して行う支援として、情報交換やネットワーキングの仕組みがある。本研究科は2011年に設立され、2024年3月には修了生が200人を超えた。2013年に同窓会が設立され、同窓会と在学生、教員が連携した活動を発展させてきた。同窓会や修了生と連携のうえ、各種研究会やキャリアセミナー、ホームカミングデー、オンライン座談会を開催して、在学生・修了生に交流・情報交換などの活動機会を提供している。修了生と在学生の交流・情報交換を通じてキャリアモデルを提示し、キャリアアップに繋がることが期待される。教員も多くの活動に参加しており、修了生の活動について助言する等、支援を継続している。活動場所は、必要に応じて、大学のオンライン会議システムや大学院生室、ラウンジが利用できるように適宜支援を行っている。活動の広報や報告については、在学生と修了生のメーリングリスト、ニュースレター(月一回の定期配信)、本研究科のウェブサイト、Social Networking Service (SNS)を活用した支援を実施している。メーリングリストの発信は、在学生と修了生からも可能となっている。このような情報発信手段の存在も、在学生と修了生の情報交換や各活動実施支援に位置づけることができる。

修了生の卒後の研究活動支援のため、本人の希望と研究科内での審査のうえ、研究員(博士後期課程修了者は客員研究員)として、継続して研究の支援を受ける制度がある。さらに、海外の学術提携校の教員を招聘して集中講義を行うハーバード特別講義では、修了生のための優待受講料を設け、卒後の継続した教育に役立つように努めている。

在学生の課外活動に関しては、受講状況や課題研究進捗も含む活動について、月1回の「定例学生報告」にて全教員で情報を共有して、組織的に在学生の活動を支援できる体制を整えている。そのほか、学会への参加は、在学生の学術的課外活動、つまり在学中の成果発表を行う機会のため、参加費と旅費を賄う定額の補助制度がある。

日常生活については、学生委員として役割（委員長、図書委員、5S [整理・整頓・清掃・清潔・躰] 委員、物品機材担当）を分担し、学生生活に関わる問題が生じた場合は学生生活統括教員やアカデミックアドバイザーに容易に相談できる体制となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料2-20: 帝京大学大学院公衆衛生学研究科ニュースレター
- ・添付資料2-21: ハーバード特別講義募集要項
- ・添付資料2-22: 帝京大学板橋キャンパス研究員受入に関する規程
- ・資料: 帝京大学大学院公衆衛生学研究科のSNS

Facebook: <https://www.facebook.com/teikyoSPH>

X: https://twitter.com/Teikyo_SPH

Instagram: <https://www.instagram.com/teikyosph/>

【大項目2の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

長所

1. 本研究科は、公衆衛生分野における基本5領域や問題解決型アプローチ、コンピテンシー基盤教育を中心に構成された充実したカリキュラムを提供している。
2. カリキュラムの内容は系統的かつ段階的に構成され、必修・選択科目を通して学生が理論と実践を効果的に学べるよう、講義方法もアクティブラーニングを取り入れるなど工夫されている。修了生アンケートなど学生からのフィードバックを得ながら、学習方法についても改善してきた。
3. ハーバード特別講義や帝京国際サマースクールなど、国際的視野を養うための教育機会も豊富である。
4. アカデミックアドバイザー制度、課題研究のためのサブグループ指導など、履修や学生生活の支援が充実している。

問題点

1. カリキュラムや教育方針が多岐にわたり充実している一方で、特にコンピテンシーに関する学習成果の評価基準の明確化が課題である。
2. 特に、社会人学生に対して、時間的・空間的に柔軟な学習環境の提供が求められる。
オンライン授業やハイブリッド型授業の導入が進んでいるものの、情報通信環境の整備や支援

体制のさらなる拡充が必要である。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

長所を伸長するために

1. コンピテンシー基盤教育の深化のため、実務家との協働プログラムを拡大し、国内外の公衆衛生の現場における実践的なケーススタディやフィールドワークを通じて、実社会での問題解決能力をさらに養成する。
2. 国際的な教育プログラムを拡充し、グローバルな視点を持つ人材の育成を強化する必要がある。具体的には、海外提携校との連携をさらに強化し、国際保健分野でのインターンシップや共同研究機会の増加を図ることが効果的である。

問題点の改善に向けて

1. 学習成果のコンピテンシー評価方法の検討と見直しが必要である。たとえば、評価方法の観点からは、コンピテンシー評価の各項目についての評価のしやすさを毎年度、FD や教員会議で議論する。コンピテンシー評価と学習成果の関係性については、実際の過去の学生のコンピテンシー評価と総合成績との関連を調べるなどを行う。また、行ったコンピテンシー評価をいかに学生に伝えて改善させるかについては、各教員と学生の取組について聞き取りを行い、良い取り組みを共有し、見直しにつなげる。
2. 社会人や留学生など多様な学生が学びやすい環境づくりのため、長期履修制度や授業時間の柔軟な設定も引き続き検討し、学習機会の提供に努める。オンライン授業やハイブリッド授業の導入に際しては、学生からのフィードバックをもとに改善を重ね、ITサポート体制の強化や教職員向け研修の充実を図る。

3 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制方針

評価の視点	
3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。

<現状の説明>

本研究科専門職学位課程においては、2024年11月1日現在、教授9人、准教授3人、講師3人、助教1人の計16人の専任教員を配置しており、「専攻ごとに置くものとする専任教員の数」は適切に配置されている。

また、教育目的を達成するため「疫学」、「生物統計学」、「社会行動科学」、「保健政策・医療管理学」、「産業環境保健学」の5領域を設け、各領域にその専門家である教授を1～3人を配置している。5領域について、その領域を主とする教員をバランスよく配置している。2024年11月1日現在、疫学2人（うち教授1人）、生物統計学3人（うち教授2人）、社会行動科学2人（うち教授1人）、保健政策・医療管理学6人（うち教授4人）、産業環境保健学3人（うち教授1人）である。

<根拠資料>

- ・添付資料3-1：現在公衆衛生学研究科教員一覧（2024年11月1日）
- ・資料：基礎要件データ表9（5月1日現在）

・項目：教育にふさわしい教員の配置

評価の視点	
3-2	基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、各教員はその専攻分野において優れた研究業績や高度な実務経験等を有し、かつ教育上の指導能力を有する者であり、専任教員の構成は、理論的内容を教授する者と実践的内容を教授する者のバランスが取れたものであること。
3-3	教育課程の中核をなす授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
3-4	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。

<現状の説明>3-2

2024年11月1日現在、専任教員16人のうち実務家教員は9人おり、各領域における実務の経験および高度の実務の能力を有する教員が適切に配置されている。

本研究科の教員として、「専門的な知識や経験、高度な技術や技能、研究上の成果」が求められる。「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」により、助教以上の人事を決定する場合は、「履歴」、「研究状況」、「教育業績」、「学内外での活動実績」、および「公衆衛生実践活動」を審査することとしている。

「履歴」については、学位、資格の取得状況等を確認、「研究状況」については、学術的活動（研究業績と総インパクトファクター）、現在の研究課題、学会活動、班会議班員および各種委員、研究費獲得状況等を見る。「教育業績」については、本研究科のみならずキャンパス内および本学グループ内における教育実績や活動について、「学内外の活動実績」では、学内委員会活動、特許、公開講座や地域での啓発活動等を審査する。「公衆衛生実践活動」においては、地域・地方・国レベル・海外、国際機関等における公衆衛生実践活動等、その他に専門職としての活動を求めている。なお、学位について、教授、准教授の学位（博士）取得は、「原則として必須」であるが、実務家みなし教員については、望ましいにとどめている。

<根拠資料>

- ・添付資料3-2: 帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程
- ・添付資料3-3: 帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規

<現状の説明>3-3

各領域の専任教員の専門能力については以下のとおりである。なお、領域をまたがって担当する教員も多数いる。

(1) 疫学領域の専任教員

本領域は、高度の学問的蓄積を求められる領域であり、深い学識が必要とされる。博士学位を有する教授1人、講師1人の専任教員2人を配置している。教授1人は医師としての臨床経験、病院の健康管理センター等に従事し、十分な研究業績があり教育経験も豊富であり、医薬品医療機器総合機構（PMDA）での実務経験も有している。講師1人については、多くの疫学研究に参加し、疫学研究の多くの実績がある。

(2) 生物統計学領域の専任教員

本領域は、高度な理論と確実な解析技能および当該領域が関わる社会的背景についての十分な知識を前提にしており、これらの技術・技能を指導できる教授2人、准教授1人の専任教員3人を配置している。3人はいずれも博士の学位を有し、十分な研究や実務での業績がある。なお、教授1

人は、国立の研究機関とのクロスアポイントメントとなっている。

(3) 社会行動科学領域の専任教員

本領域は、「行動科学」、「健康教育学」、「ヘルスコミュニケーション学」についての学問的蓄積とその実務応用が豊富な領域であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。教授1人と助教1人を配置している。教授1人は海外にてPh. D取得しており、日本のヘルスコミュニケーション学において、関連学会でも各種委員として社会活動に参画、行動科学や社会心理学にも長けており、その専門的知識や経験を活かして社会関連の評価機構での委員を歴任している。助教1人は、公衆衛生学修士（専門職）および公衆衛生学博士の学位を有している（本研究科の修了生）。

(4) 保健政策・医療管理学領域の専任教員

本領域は、その実務応用が広範多彩な領域であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。十分な研究業績があつて教育経験も豊富な教授4人、准教授1人、講師1人の専任教員6人を配置している。教員はすべて博士の学位を有している。

「医療管理学」と「医療経済学」を担当する教授は医学に加えて経済学の課程を修了し、また米国で「経営学修士（MBA）」も取得していることに加え、長年大学病院の経営管理に関与してきた実務経験を有する。

「国際保健」を担当する教授は、「米国公衆衛生学修士（MPH）」の学位も取得している。

「地域保健学」を担当する教授は、長期に及ぶ地域保健の実践経験と海外での研究経験ならびに保健行政における豊富な実務経験を有する。

「保健政策・医療管理学概論」を担当する教授は、医師の資格および医学博士の学位を持ち、地域等における薬剤処方を専門としている。現在、地域フォーミュラリ学会の理事長を務めている。

「医療管理学」および「医療経済学」を担当する准教授は、公衆衛生学修士（専門職）および公衆衛生学博士を持つ、本研究科の修了生である。

「国際保健」および「地域保健」を担当する講師は、博士の学位を有し、国内外において保健師としての実務経験を有する。

(5) 産業環境保健学領域の教員

本領域は、十分な研究業績と豊富な教育経験を併せ持ち博士の学位を有する教授1人、准教授1人、講師1人の専任教員3人を配置している。教授1人は、大学医学部や国立研究所等において教育と研究に従事し、本学産業環境保健学センター長および板橋キャンパス産業医も兼務している。

准教授と講師は共に実務家教員である。准教授は、保健師の経験を持ち、学会等において産業保健師の中心的な役割を担っている。講師は大学での勤務や労働安全、企業の労災リスク診断等の労働安全衛生関係のコンサルティング業務の経験を有し、産業環境保健学の実務家教員として、実務経験と教育経験を有する。

なお、産業保健領域の教員は、本学で実施している履修証明プログラム「産業保健高度専門職養成の大学院プログラム」も担当している。

(兼担、兼任についての基準、手続き)

該当教員の教育業績、研究業績、実務経験、業務量等を踏まえて、研究科長、本学理事長・学長が協議し、合意のうえで採用等の稟議申請を行っている。

<根拠資料>

・添付資料1-2:帝京大学大学院履修要項2024(V-16、V-17)

<現状の説明>3-4

2024年11月1日現在の専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。

(年齢)

教員の年齢構成は、60歳代1人、50歳代7人、40歳代6人、30歳代2人となっており、特定の年齢層に偏ることなく配置されている。

(多様性)

教員の職業経験、国際経験、性別は下記のとおりである。基本5領域の教育の重視、在籍する学生の多様性等に対応するに適切かつ多様な経験等を持つ教員が配置されている。

(1) 職業経験等

- ・ 職種(資格等):医師、薬剤師、看護師・保健師、理学療法士、作業環境測定士・衛生管理者等
- ・ 学位:MD 6人、Ph.D 14人、DrPH2人、MPH 4人、MBA 1人
- ・ 出身学部(重複含む):医学部、経済学部、看護学部、人間科学部、スポーツ健康科学部、保健医療学部、衛生学部、文学部、薬学部等
- ・ キャリア:大学等教育機関経験者、医療機関経験者、民間勤務経験者、厚労省等行政機関経験者、研究機関経験者等

(2) 国際経験

- ・ 留学経験:16人中6人

(3) 性別

- ・ 男性9人、女性7人(うち、教授 男性6人、女性3人)

<根拠資料>

- ・資料:基礎要件データ表13

・項目: 教員の募集・任免・昇格

評価の視点	
3-5	教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

<現状の説明>

教員の募集、採用、昇任についての基準等は、「帝京大学板橋キャンパス教員採用規程」、「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」に定められている。

准教授以上については、人事委員会を開催し、職種と分野により、候補者の教育歴や研究業績、実務経験等を厳選に審査し、選考を行っている。

講師以下については、研究科長から採用願書を提出し、理事長および常務理事の決裁により決定している。採用に当たっては、模擬授業を行うとともに、研究科長による面談を行うこととしている。

<根拠資料>

- ・添付資料3-2:帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程
- ・添付資料3-3:帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規
- ・添付資料3-4:帝京大学板橋キャンパス教員採用規程

・項目: 教員の資質向上等

評価の視点	
3-6	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務家教員のみならず研究者教員の実務に関する知見の充実や、実務家教員の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
3-7	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

<現状の説明>3-6

専任教員の資質向上を図るために、各年度のFDの実施計画および見直しをFD委員会にて行なっている。FDは年間を通じて計画的に木曜日に実施しており、2020年度は13回、2021年度は18回、2023年度は22回開催した。各回のテーマは1~4つ程度であり、FDは15分程度の時もあるが、本研究科の特徴である「問題の定式化」等に関する資質向上研修については1時間を超えるディスカッション等により専任教員の資質向上や情報共有を行なっている。ほかにも、修了生アンケートや授業評価アンケート等の各種アンケート調査や、人材輩出先となる領域の関係者からニーズ等のヒアリング結果等をもとに、授業内容等の教育・環境の改善に役立っている。

また、本学医学部衛生学公衆衛生学講座と合同のセミナーは、おおむね週1回開催しており、各教員から直近の研究や教育に関するプレゼンテーションを行っている。実務家教員および研究者教員それぞれの知見が共有されることで、実務・教育・職能に関する知見や理解を深めることができる。

<根拠資料>

・添付資料3-5: 帝京大学大学院公衆衛生学研究科FD委員会規程

<現状の説明>3-7

専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献および社会への貢献等について、「帝京大学板橋キャンパス教員昇格規程」、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教員昇任・採用内規」に基づき、適切に評価する仕組みを整備している。

2022年度からは、大学全体の人事評価の仕組みが整い、自己評価、研究科長との面談による評価などにより、適切に評価を行っている。

主な評価項目については以下のとおりである。

(1) 教育活動の評価

教育業績評価として、科目ごとの「教育(カリキュラム)評価アンケート」と半年に1度の「授業評価アンケート」を実施し、集計結果は教員と研究科長にフィードバックされる。集計結果をもとに教員は改善計画書を提出している。

(2) 研究活動の評価

随時、業績を収集し、Webで公開するとともに、年次報告書に記載している。業績報告をもとに、年度始めと終わりに研究科長と面談を行う。年度初めに各人のKPIを定め、年度終わりに、研究内容、成果発表の予定、研究費獲得等について指導を行っている。

なお、研究助成については、科研費には必ず申請することになっている(採択者除く)。

(3) 組織内運営への貢献

大学内および研究科内の委員会や担当を毎年度決定し、それに応じて業務分担をしている。

(4) 社会への貢献

各教員の関連する委員会活動、講演会、社会参加等について情報収集し、HP上で公表している。

なお、教員の学位・履歴・業績についてはJST(国立研究開発法人科学技術振興機構)が運営するresearchmapに登録することにより自動的に本学HPにて公開、また、研究科オリジナルサイトでも各種業績の公開を行っている。教員は、随時、LMSに業績等を更新することになっている。

<根拠資料>

・添付資料3-6:2024年度公衆衛生学研究科運営体制

・資料:帝京大学大学院公衆衛生学研究科オリジナルサイト/教員紹介

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/about/members/>

・資料:帝京大学ホームページ研究者総覧

<https://www3.med.teikyo-u.ac.jp/search/result.html?lang=ja&template=template1&id=researcher&affiliation=%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E5%85%AC%E8%A1%86%E8%A1%9B%E7%94%9F%E5%AD%A6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E7%A7%91&affiliationCode=1105000000&cont=true&mLink>

・項目:教育研究条件・環境及び人的支援

評価の視点	
3-8	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定(授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等)、環境整備(研究室の整備等)及び人的支援(TA等)を行っていること。

<現状の説明>

専任教員に対する個人研究費は資料「学校法人帝京大学研究費事務処理規程」により支給され、その額は毎年学長により職位ごとに決定が行われている。また、研究に必要な旅費も「学校法人帝京大学旅費規程」に基づき支給され、適切な配分が行われている。さらに、文部科学研究費補助金の申請に関しても活発に行われており、2014年より、意欲的な若手研究者のサポートを目的として、「帝京大学研究奨励助成金」制度が新設され申請することも可能となっている。

2020年より、総合大学である本学の力を結集して本学の有する貴重な研究シーズの価値を高め、その知見をさまざまな社会的問題の解決に役立たせることなどをめざして、先端総合研究機構

の理念に沿った連携研究の立ち上げを支援するとともに、連携研究を通して、本学の優位性を発揮することを目的として、「先端総研インキュベーション助成金」制度が新設された。本研究科からも「先端総研インキュベーション助成金」制度に教授1人、准教授1人が採択されている。

また2014年に本学女性医師・研究者支援センターによる「研究支援員」配置制度が新設され、妊娠・出産・育児・介護等のライフイベントにより研究活動の継続や研究時間の確保が困難となった研究者を支援する。「研究支援員」配置により、研究の継続と機会を保障し、本学における研究活動の活性化および男女共同参画の推進を図っている。本研究科からも過去に2名の利用者がいたが直近5年間においては利用者はいない。

教員の研究室については、教授には個室もしくは共同の研究室が割り当てられており、准教授、講師、助教には共同の研究室が与えられ、同フロアにある医学部衛生学公衆衛生学講座との協力体制の下で十分な教育研究環境を整えている。

本学では専任教員に対しては、週5日半（月～金曜日と土曜日の午前）のうち1日を「研究日」にあてることが可能であり、研究教育活動に必要な機会を得ることができる。また大学から支給される個人研究費や、外部から獲得した資金にて、研究出張などで、学会やシンポジウムに参加することが可能であり、最新の教育・研究内容に関しても情報収集することが可能である。研究専念期間制度は本学では保証されておらず、専ら学会出張等の短期的対応がそれに相当する。なお、教員は、事業の運営、物品購入や旅費の精算といった事務作業について、教員自身で行なっている。

ティーチング・アシスタントは、本研究科学生が学部教育を支援する制度として採用されているが本研究科を支援するものではない。

<根拠資料>

- ・添付資料3-7:学校法人帝京大学研究費事務処理規程
- ・添付資料3-8:学校法人帝京大学旅費規程
- ・添付資料3-9:2024年度のインキュベーション助成金およびチーム研究助成金の採択状況
- ・添付資料3-10:帝京大学大学院医療技術学研究科・公衆衛生学研究科ティーチングアシスタント規程
- ・添付資料3-11:2024_担当授業一覧(公衆衛生学研究科専任教員)

【大項目3の現状に対する点検・評価】

(1)長所と問題点

長所:

1. 基本5領域にバランスの取れた教員組織と多様な視点の提供

本研究科は、公衆衛生の基本5領域において、研究と実務に豊富な経験を持つ教員をバランス

よく配置している。また、性別、年齢、資格、国際経験、職業経験などの多様性を活かし、多角的な視点から教育が提供できる体制を整えており、専門職大学院にふさわしい組織体制が確立されている。

2. 教員の資質向上と育成体制

定期的なFaculty Development (FD)を通じて教員の教育・指導スキルの向上に取り組んでおり、さらに本研究科の修了生を教員として採用するなど、教員の育成と確保にも積極的に取り組んでいる。

3. 研究支援体制の充実化

教員には、個人研究費や研究支援制度、先端総研インキュベーション助成金などを通じて十分な研究支援が提供され、教員の研究活動支援体制の充実化が図られている。

4. 多角的な評価制度とフィードバック

2022年度から導入された人事評価制度を活用し、教育活動、研究活動、組織運営への貢献、社会貢献を多角的に評価しており、その結果をもとに教員に適切なフィードバックを行っている。

問題点：

1. 教員の退職や異動に伴う人材確保の懸念

現時点では具体的な問題にはなっていないが、今後の教員の退職や異動に伴い、適切な人材が継続的に確保できるかについて懸念がある。

2. 人事評価の運営とフィードバックの効果についての検討

2022年度から導入された人事評価制度について、その運営方法やフィードバックの効果については、今後、さらに検討が必要であり、制度の適切な運用と改善が求められる。

3. 教員の負担感の増大と業務の不均衡の可能性

大学院公衆衛生学研究科の専門職学位課程および博士後期課程等の授業に加え、本学他学部（医学部、スポーツ医療学科等）での授業担当がある（添付資料 3-11）。また、教員が事務的作業にエフォートを割く必要がある。これらの業務が教員の負担感を増大させる要因となっている。教員の業務については、参考資料の通り授業の受け持ちおよび管理業務に不均衡があることが懸念される。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

1. 教員の確保と体制維持の強化

引き続き、公衆衛生の基本5領域において、研究と実務の両面で教育が可能な教員の確保を行い、安定した体制を維持するための取り組みを強化する。

2. FD活動と研究支援の強化

定期的なFD活動を継続し、教員の教育・指導スキル向上を図るとともに、学内の研究費補助や研究日等を活用し、教員の研究および実践活動を支援する体制を一層充実させる。

3. 教員負担の軽減と均一化および次世代育成

教員の負担を軽減し、同時に次世代の教員育成を促進するための施策を強化する。教員の事務的作業の効率化を図るため引き続き、ペーパーレス化、各種申請の電子申請の推進などのDX化等を進める。教員の研究科内外の業務量(教育、運営、委員会活動等)を把握し、毎年度、役割等の見直しを行い、業務負担の均一化を図る。次世代育成(若手教員等)については、FDにて教員能力の向上を図る。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

・項目：専門職大学院の運営

評価の視点	
4-1	当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
4-2	教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。
4-3	教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。

<現状の説明>4-1

大学院研究科長の選任においては、「帝京大学学部長等選任規程」において定められている。大学の建学の精神をよく理解しその実現を着実に実行できる者であり、理事会が選任する。任期は3年であり、理事会が必要と認めるときは延長することができる。

なお、任期中に定年を迎える場合は定年までとなり、本研究科では前任の研究科長が定年で任期が切れたことを受け、2018年から現在の研究科長となっている。

「帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程」において、教学面に関する管理運営を適切に行うため、本学大学院学則第9条～第10条に則り、研究科において研究科委員会を設置し、教育および研究に関する重要事項を審議し、本研究科運営の円滑な遂行を図っている。本研究科委員会は、専任教授をもって構成されており、学長もしくは研究科長が招集し、議長となる。

定例の研究科委員会は、月1回の頻度で、研究科長が招集し、開催している。主な審議事項は、本研究科に関する学則や各種規程や方針の改定、授業・指導および修学全般に関する事項、学生の賞罰・入学・進級および修了に関する事項、教育・研究に関する事項、自己点検・評価に関する事項などであり、審議した内容は、必要に応じて学長が決定を行う。また、主な報告事項は、企画運営や教務関連、学籍異動、学生生活、外部機関との連携、グローバル関係等である。

入学試験の判定の審議の際には、学長が研究科委員会を招集し開催して、その議長を務める。別途、月に1回行っている定例学生報告においてはアカデミックアドバイザーおよび研究指導教員から、担当学生全員の学習状況や生活にかかわる状況等を報告することとしており、教員全員による学生指導に役立っている。

研究科運営に係わる業務全般については、研究科長からの指示や教務・入試担当教授らと互いの連絡を図りつつ業務内容に応じた事務的支援を行っている。

板橋キャンパス事務部は「学校法人帝京大学事務組織規程」に基づき、教務課、学生課、総務課、図書課が配置されており、本研究科の管理運営の支援を行っている。

本研究科に関する事務業務の中心となる人員としては、教務課大学院係が担当している。

教務課大学院係の主な業務としては、本研究科をはじめ板橋キャンパスにある医学研究科、薬学研究科、医療技術学研究科、学位プログラム医療データサイエンスプログラムに関連する業務であ

り、委員会の庶務、時間割、履修要項・シラバスの作成、入学者オリエンテーションの準備、学籍管理、履修管理、成績管理、学位授与、授業評価の実施、講義室の管理、募集要項の作成、志願者向け説明会の準備等、教務関連および入試業務全般にわたる。また、事務部責任者の事務長とともに研究科委員会に出席するなど研究科の目的や活動内容等を理解し、必要な事務支援を遂行しており、事務組織として適切な機能を備えている。

学生課においては、学生証の発行、キャンパスガイド(学生生活案内)の作成、奨学金の相談、学生の健康診断・健康管理等の業務を通して本研究科の学生生活を支援している。

総務課においては、教員の人事手続や労務管理、関連規程の管理、旅費・研究費等の予算管理、研究室や施設等の管理、研究助成等の業務を通して、本研究科の教職員との連携・支援体制をとっている。また、同課倫理委員会事務局においては、倫理教育、倫理審査等を行っている。

図書課においては、教育・研究に必要な図書館資料の管理、学術情報の利用支援、図書予算の管理、図書館システムの管理・運営等の図書館全般の業務を通して、本研究科の教職員ならびに学生を支援している。

なお、本研究科が位置する板橋キャンパス内には、本研究科の業務を所管する事務部の他に、大学本部や教育研究を支援する組織があり、本研究科を含む大学全般的な業務については、各部署と連携して行っている。

表D 大学本部における主な業務

総務課:入学式・卒業式の企画運営、大学規程の管理、大学の庶務に関する業務等
人事課:人事管理、就業規則の作成・変更、給与・健康保険等に関する業務等
会計課:学納金管理、補助金等申請、事業報告・事業計画の取り纏めに関する業務等
広報課:広報活動の企画・立案・運営、ホームページの制作・管理等
入試室:入試広報活動の企画・立案・運営、入試の出願受付等
情報センター:ITガバナンス、情報セキュリティに関する業務等

※上記の他に、国際企画課、施設課等がある。

教務課大学院係は事務部内において、関係各部署と情報共有を行うとともに密接に関係を保ち、学生および教員のサポートを適切に行っている。例えば、学生に関する学費納入については本部会計課、入試の志願者データの取扱いについては本部情報センター、健康診断、奨学金や学生ロッカーの取扱いは板橋キャンパス事務部学生課と協働で担当している。全学的なDX推進により、大学院においても2025年度学生募集よりWeb出願システムを導入し、従来手入力を行っていた出願情報や郵送していた入学手続き案内等をWeb管理することで効率よく行えるようになった。

また、教員関係については、労務管理や出張申請、教員業績管理は総務課庶務係が担当し、研究費や旅費、物品購入等については庶務課用度係が担当するなど、各部署において適切な運営がな

されている。

<根拠資料>

- ・添付資料1-4:2024年度帝京大学大学院学則(第9条、10条)
- ・添付資料4-1:帝京大学学部長等選任規則
- ・添付資料4-2:帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程
- ・添付資料4-3:学校法人帝京大学事務組織規程

<現状の説明>4-2

本学における教学企画および大学評価を推進する学長直下の組織として、学長室を設置している。学長室では建学の精神、教育理念および教育指針を具現化するための行動計画(帝京大学中長期計画)の策定など本学の戦略的ビジョンの意思決定に関する実務に深く携わっている。本研究科はこの大学の計画を基に教育の企画・設計および教育の質の向上を推進している。

本研究科における教育の企画・設計の例としては3ポリシーの設定・検証、教育課程の編成、学修成果の把握・検証、外部機関との教育面での連携等が挙げられる。

上記においては教務関連を担当する教員が中心となって教育の企画・運営を検討し、研究科委員会で協議し、必要に応じて研究科長が学長および副学長に上申し、決定される。

<根拠資料>

- ・添付資料4-3:学校法人帝京大学事務組織規程

<現状の説明>4-3

本研究科には2014年に博士後期課程が設置された。a) 専門職学位課程との接続性(中教審答申平成23年1月)、b) 研究と実践のバランス、c) 国際通用性といった3つの視点に基づき、研究と実践のバランスを勘案し、専門職学位課程との連携と相乗効果を図っている。

板橋キャンパスでは、教育・研究等を円滑に行うため、各学部・研究科から選任された教職員で構成した委員会を設置し連携している。

本研究科において基礎となる学部は、医学部であり、また、大学院医学研究科においては、公衆衛生医学を主科目とする社会医学分野が設置されており、これらの学部・研究科と密接に関係を保ち、適切に連携が行われている。

例えば、医学部衛生学公衆衛生学講座とは、毎週1回、合同の教員会議を開催し、情報の共有を行うと共に相互の講義・実習等の打ち合わせおよびセミナーを開催し、教育・研究における協働体制をとっている。一方、医学研究科においては生物統計学関連の講義を、本研究科の教授が担当

している。また、医学研究科博士課程学位論文審査にも審査委員として加わるなど、教育・研究面での協働体制をとっている。

業保健高度専門職の大学院プログラム（履修証明プログラム）では本研究科の産業保健分野の教員と医療技術学研究科看護学専攻科の教員とで協働体制をとっている。

同キャンパス内の各研究科で開講する科目の一部を履修することができるオープンカリキュラム制度があり、これらの科目は自由科目として単位認定される。加えて、自身が所属する研究科における主専攻に加え、異なる専門分野について、体系的に学修することで、学術的な視野を広げ、幅広い知識と複合的な思考力を身につけることを目的に副専攻制度を設けている。

○関連する学内機関・組織

- ・医療技術学研究科看護学専攻：産業保健高度専門職の大学院プログラム（履修証明プログラム）での協働
- ・帝京大学産業環境保健学センター：センター長、部門長、指導教員を大学院公衆衛生学研究科の教員が兼任
- ・帝京大学臨床研究センター：常任委員、オブザーバー
- ・帝京大学アジア国際感染症制御研究所：委員、教員の講義兼任
- ・女性医師・研究者支援センター：委員
- ・保健センター：委員長
- ・医療共通教育研究センター：教員の講義兼任

<根拠資料>

- ・添付資料1-2：帝京大学大学院履修要項2024（I-4）
- ・資料：組織運営体制 | 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科
<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/about/management/>

・項目：自己点検・評価と改善活動

評価の視点	
4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。
4-5	外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

<現状の説明>4-4

本研究科に「自己点検・評価委員会」を設置し、研究科長、専任教授4人、准教授1人の計6人を「自己点検・評価担当」に任命し、各年度の終了後に自己点検・評価に関する会議を開催して検討すべき課題と改善策について協議している。この会議で課題として挙げられた項目については、毎月開催される研究科委員会にて審議し、研究科教員会議※(Faculty Meeting) (以下「FM」という)にて情報共有するとともに、改善策について実行可能なものは学期中ないしは翌年度の新たな運営方針として盛り込まれる。また、大きな変革をとまなう事項については別途FDの一環として教員全員で検討・協議を重ねる場を設けている。自己点検・評価報告書は、研究科HPで一般に公開している。

自己点検や認証評価、各種アンケートの結果を教員で共有し、教育研究活動等の改善・向上に結び付けるため、自己点検・評価委員会、研究科委員会、FM、FDを通じて行う仕組みが整備されている。

自己点検・評価委員会では、以下事項を審議し、実施している。

- ・本研究科における自己点検・自己評価の実施項目、実施方法および実施体制に関すること
- ・公研究科における自己点検・自己評価の結果に基づく改善方法に関すること
- ・その他委員会が必要と認めた自己点検・自己評価に関すること

教員会議やFDでは、以下の各種アンケート調査やヒアリング結果について、授業内容等の教育・環境の改善に役立てている。審議事項については、研究科委員会にて承認を得ている。

各種アンケート調査の具体内容

- ・「在学生アンケート」
- ・「修了生アンケート」(修了時に実施)
- ・「板橋キャンパス修了生アンケート」(修了後半年経過時に実施)
- ・「授業評価アンケート」
- ・「教育(カリキュラム)評価アンケート」

また、修了生を対象としたメーリングリストや、同窓会(2014年度に立ち上げ)を通じて、系統的に情報交換できる仕組みを整備している。

※研究科会議は、研究科内での事務的な情報共有や日々の運営に関する会議です。常勤の研究科内教員が参加することを基本として週1回の定期的な開催しています。この会議ではカリキュラムの運営状況、学生の進捗、学内イベントなどについての報告や連絡が行われ、組織の運営に必要な情報を教員間で共有する場となっています。

<根拠資料>

- ・添付資料4-4: 帝京大学大学院公衆衛生学研究科自己点検・自己評価委員会規程
- ・添付資料4-5: 2023年実施自己点検・自己評価

<現状の説明>4-5

2020年度の公衆衛生系専門職大学院認証評価では、問題点(検討課題)として、1) 5領域における単位数のバランス改善、2) 教育課程連携協議会の構成員の選出、3) 他研究科資源の活用による学習環境の整備、4) 課題研究の単位数の妥当性検証、5) 入学定員管理の適正化に関する指摘を受けた。問題点のいずれにおいても、その後の研究科FDにおいて検討がなされ、改善を図った。

<根拠資料>

- ・添付資料4-6: 2020年度公衆衛生系専門職大学院認証評価結果と改善点

・項目: 社会との関係・情報公開

評価の視点	
4-6	教育課程連携協議会を活用するなど、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会からの理解を得るよう取り組んでいること。
4-8	企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続きでなされ、また資金の授受・管理等が適切に行われていること。

<現状の説明>4-6

本研究科を円滑に運営するために学内外の支援委員会として「帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会(以下、「アドバイザーボード」という)」を設置した。アドバイザーボードでは、本研究科専門職学位課程における教育課程の編成方針やコンピテンシー基盤型教育を、産業界等との連携により円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

委員は以下の要件を満たす者を少なくとも1人以上含むものとし、その過半数は、本学の教職員以外の者としている。

- ・学長又は本研究科長が指名する教員その他の職員
- ・本研究科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体の

うち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

・地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

具体的には、本研究科3人の教授（研究科長含む）、公衆衛生系分野からはハーバード大学公衆衛生大学院の教授1人、国内の国立大学公衆衛生学教室の教授1人、地域の事業者から施設長1人、公衆衛生活動に関連する民間企業から2人の計8人で組織される。

アドバイザリーボードは、2020年度から毎年度開催している。アドバイザリーボードで議論された内容は、FD等にて議論し、外部委員からの意見を受け、教育等の改善を行っている。例えば、グローバルスタンダードを意識したカリキュラム編成については、継続して委員の先生方に経過を報告し進捗を高く評価された。今後も継続して協議会を開催して、外部委員の意見も取り入れた教育課程編成に努める。

<根拠資料>

・添付資料4-7：帝京大学大学院公衆衛生学研究科教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）
規程

<現状の説明>4-7

学校教育法施行規則第172条の2第1項、第2項、第4項に規定された情報に関して、本研究科のオリジナルウェブサイトやSocial Networking Service（以下、SNS）（Facebook、X、Instagram）、パンフレット等を通じて公開し、説明責任を果たしている。

本研究科の運営と諸活動の状況の詳細については研究科のオリジナルウェブサイトにて情報の公開を行っている。研究科のミッション・ビジョン・ゴールの掲載をはじめ、教育プログラム、研究、国際交流および入学案内等の詳細が確認でき、本研究科の使命・目的や活動状況について社会へ発信している。また、研究科のSNSにより、教員および在学生等からより身近な情報発信を行っている。

<根拠資料>

・資料：帝京大学大学院公衆衛生学研究科のウェブサイト

<http://www.med.teikyo-u.ac.jp/~tsph/>

・資料：大学院研究科・専攻等の学生定員、在籍者数および入学者数（過去5年間）

[https://www.teikyo-u.ac.jp/application/files/4617/2437/9425/1-](https://www.teikyo-u.ac.jp/application/files/4617/2437/9425/1-3_daigakuin_gakuseiteiin2024.pdf)

[3_daigakuin_gakuseiteiin2024.pdf](https://www.teikyo-u.ac.jp/application/files/4617/2437/9425/1-3_daigakuin_gakuseiteiin2024.pdf)

帝京大学大学院公衆衛生学研究科のSNS

Facebook: <https://www.facebook.com/teikyoSPH>

X: https://twitter.com/Teikyo_SPH

Instagram: <https://www.instagram.com/teikyosph/>

<現状の説明>4-8

本研究科の目的に即して、実践力や問題解決能力を向上させる目的で、企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定・契約等を結んでいる。2024年11月現在、協定・契約等を結んでいる企業等は表Eのとおりである。

これらの企業等との教育面での連携・協働では、実習科目の実習先として協力いただいていることに加えて、インターンシップとして、実務を学ぶ機会を提供していただいている。研究面では、学生や教員の研究のフィールドとして協力をいただいている。

協定、契約等に当たっては、大学の事務部門により協定書等を確認してもらい、原則、学長名で協定、契約等を行っている。受託研究等においては、資金の管理は、大学の規定に準じて行っている。

表E 協定、契約等を結んでいる企業等

- ・協定書 独立行政法人 国立国際医療研究センター
- ・協定書 東京都北区(新型コロナウイルス)
- ・協定書 東京都北区(地域保健)
- ・協定書 公益財団法人 労働科学研究所
- ・包括協定 ヘルスケアトータルソリューションズ株式会社
- ・包括協定 株式会社メディカル・プリンシプル社
- ・包括協定 東京都国民健康保険団体連合会
- ・病院実習に関する契約書(NTT東日本関東病院)
- ・MOA University of the Philippines Manila
- ・MOU University of Southern California
- ・覚書 学校法人 聖路加国際大学

【大項目4の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

長所

- 1 研究科委員会を中心とした運営体制が整備されており、学内の関連学部や研究科との定期的な連携によって、教育と研究が円滑に進行している。また、ハーバード特別講義、副専攻プロ

グラム、医療データサイエンス学位プログラムなどでは、本研究科の教員がリーダーシップを発揮し、学内の他部署との連携で中心的な役割を担っている。

- 2 本研究科内に自己点検・評価委員会が設置されており、教員会議やFDを通じて授業内容や教育環境の改善を図っている。これにより、評価と改善のサイクルが確立されている。また、アドバイザリーボードでは産業界や自治体など外部委員の意見を取り入れ、教育の透明性と改善を進めており、ウェブサイトやSNSを活用した情報公開も行っている。
- 3 さらに、東京都北区、国立国際医療研究所、企業など多様な外部機関と連携し、学生の実習や研究の場を提供することで、実践的な能力を向上させる環境を整備している。

問題点

- 1 他の研究科等との連携であるハーバード特別講義などにおいて、他の研究科の受講生の履修が少数である。
- 2 本研究科の学生が、他の研究科の科目等を履修するメリットが大きいと考えるが、現在、実際の履修環境において履行するゆとりがない。
- 3 協定等で連携している企業等があるが、一部、連携が十分でないところがある。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

- 1 引き続き、研究科内の組織体制を維持するとともに、必要に応じて、体制の変更等を行う。具体的には、教員に研究科内での役割分担は毎年度見直しを行い、研究科委員会にて審議する。
- 2 各学部・研究科との連携をさらに強化し、教育連携プログラムの拡充や共同プロジェクトの実施を図る。具体的には、研究科長が、他部署の代表等が参加する大学棟運営会議や研究推進会議に参加し、連携を図り、その内容は研究科教員と共有する。連携科目等については、履修要項に記載し、AA(アカデミックアドバイザー)等が学生に履修を推奨する。
- 3 自己点検・評価委員会や教育課程連携協議会(アドバイザリーボード)等を活用し、本研究科の教育や研究等の改善をさらに進める。
- 4 社会からの理解をさらに深めるため、ウェブサイトやSNSでの発信を充実させるとともに、教育・研究活動の成果や活動内容の紹介を積極的に行う。また、研究科のパンフレットやオンライン説明会などの企画を通じて、研究科の社会的役割を周知させる取り組みを進める。

終章

大学基準協会による分野別認証評価の受審にあたり、4つの項目について点検・評価を行った。さらに各項目について、詳細に点検し、問題点を把握し、今後の対応の方向性を示した。全体として、基準を満たす教育研究活動に取り組んでいると考えられる。

序章で述べたように、公衆衛生の役割と教育は変化してきた。日本においては、本研究科を含めて公衆衛生専門職大学院は6校となり、その他、公衆衛生に関連する大学院も増えている。さらには、医学研究科等の中には、“公衆衛生学修士”(Master of Public Health)を授与する大学院も増えている(“プログラム校”とも呼ばれる)。また、社会医学系専門医など、公衆衛生の新しい専門職育成も進んでいる。

そのような中で、公衆衛生専門職大学院はどうあるべきなのか、何をどう教え、どういう人材を育てるのか。公衆衛生専門職大学院と“プログラム校”、“公衆衛生学修士(専門職)”と“公衆衛生学修士”はどう違うのか。公衆衛生学専門職大学院の中に共通にあるべきものは何で、本研究の長は何か。本研究科は、日々、これらのテーマを教職員全員で考えて、恐れずに変化をしてきた。本申請では触れないが、本研究科の博士後期課程では、2024年度に大きなカリキュラムの変更を行い、これからの時代に必要とされる高度な公衆衛生専門職の教育を進めている。

公衆衛生教育の中で、変えることのできない本質的な部分もあれば、時代によって変化が必要な部分もある。この認証評価は、今の時点で必要とされる公衆衛生専門職の教育のスタンダードであり、その基準を満たすことが、本研究科が公衆衛生専門職大学院であることの証となる。一方で、次の瞬間に、新しい公衆衛生の役割とニーズが生まれ、それに合わせて公衆衛生の教育の在り方も新しくなる。その新しい教育のスタンダードとなるように、変化をしていくことが、本研究科の使命であると考えられる。